令和９年度（令和８年分）
給与支払報告書提出についてのお願い

千葉県　流山市

給与支払者（各事業所）は、従業員の給与支払報告書を市区町村あてに提出することが義務付けられています。　（地方税法第３１７条の６）

１　給与支払報告書の提出の対象となる方

■　令和９年１月１日現在、給与の支払いを受けている方(パート･アルバイト等の方も含みます)

■　退職者で令和８年中の給与支払額が３０万円を超える方

・・・給与支払額３０万円以下の方につきましても提出に御協力をお願いします。

※令和８年中に給与の支払いがない場合、提出は不要です。

提出期限：令和９年２月１日（月）

提出先：令和９年１月１日現在（令和８年中に退職した方は，退職した日現在）の住民登録地

※前々年における給与の源泉徴収票の税務署への提出枚数が３０枚以上である事業者は、ｅＬＴＡＸ又は光ディスク等の電子的な方法による提出が義務付けられています。

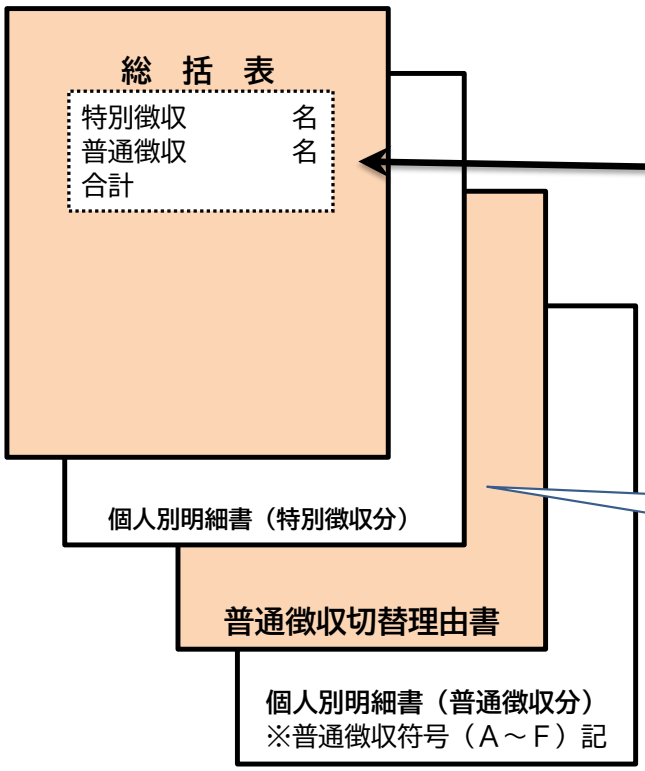
２　提出時のお願い

（１）　給与支払者の法人番号（１３桁）又は個人番号（マイナンバー１２桁）及び給与受給者の個人番号（マイナンバー１２桁）の記載が必要です。

（２）　千葉県内の全市町村では、個人住民税の特別徴収を徹底しています。普通徴収希望の場合でも、後述の普通徴収切替理由に当てはまらない場合、特別徴収として決定します。制度への御理解と御協力をお願いいたします。

（３）　個人別明細の給与所得控除後の欄が１，０００万円超で、かつ、所得６２万円以下の配偶者が同一生計内にいる場合は、摘要欄に配偶者の氏名を記入してください。（※控除対象にはなりません。）

３　給与支払報告書の提出方法（紙媒体）



≪総括表の注意点≫

・**市指定総括表：令和８年１２月７日（月）一斉発送**
　＊会社独自の総括表を御利用の場合も、市指定の総括表の添付をお願いします。

・徴収方法別、合計の人数を記載してください。

記載した人数と、実際の提出枚数が一致しているか、御確認をお願いします。

≪個人別明細書の注意点≫

・受給者１人につき１枚の個人別明細書を提出して下さい

・普通徴収の場合は摘要欄に符号(普Ａ～普Ｆ）を記載してください。　※次頁参照

普通徴収の方がいる場合は
普通徴収切替理由書を必ず提出して下さい。

・左図のように順番に並べて提出してください。

４　普通徴収について

普通徴収が認められるのは、以下の普通徴収切替理由に該当する場合に限られます。
該当する理由がない場合又は理由を確認できない場合は、特別徴収となります。

普通徴収切替理由書　抜粋

符号	普通徴収切替理由	人　数
普Ａ	該当従業員数が２人以下 該当従業員数＝総従業員数－下記「普Ｂ」～「普Ｆ」に該当する従業員数（他市区町村報告者を含む）	人
普Ｂ	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）	人
普Ｃ	給与が少なく税額が引けない（年間の給与支給額が1,155,000円以下を含む）	人
普Ｄ	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）	人
普Ｅ	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普Ｆ	退職者、休職者、退職予定者・休職予定者（５月末日まで）	人
※Ａ～Ｆの６項目以外を理由とする普通徴収は認められません。	合　計	人

≪紙媒体で提出の場合≫

① 「普通徴収切替理由書」を添付してください。

② 個人別明細書の「摘要欄」に、該当する**符号**を記載してください。

≪ｅＬＴＡＸで提出の場合≫

① 個人別明細書の「普通徴収該当」にチェックを入れてください。

② 個人別明細書の「摘要欄」に、**該当する符号**を記載してください。

５　よくある問い合わせ

（１） すでに提出した給与支払報告書の内容を訂正（取消）したい。

→ 紙媒体：給与支払報告書（総括表、個人別明細書）の余白に**『訂正（取消）』**と大きく朱書きし、正しいものを再度提出してください。

→ ｅＬＴＡＸ：申告区分を必ず『訂正（取消）』として、正しいものを再度送信してください。

（２） すでに給与支払報告書を提出したが、提出漏れがあったので追加で提出したい。

→ 紙媒体：給与支払報告書（総括表）の余白に**『追加分△名／１月〇日に提出済』**と大きく朱書きし、追加分として提出してください。

→ ｅＬＴＡＸ：申告区分を『追加』として、**追加分の方のみ**送信してください。

（３） 誤って他市に提出すべき分を流山市に送ってしまった可能性があるので、確認して欲しい。

→ 早急に有無を確認することはできません。流山市には『取消』分として再度お送りください。同時に、正しい市区町村宛てに正しい内容でお送りください。

（４） すでに給与支払報告書を提出したが、普通徴収切替理由書を同封するのを忘れてしまった。

→ 給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄に普通徴収に該当する符号（普Ａ～普Ｆ）を記載していない場合には、追加で普通徴収切替理由書を御提出ください。その際、該当者の一覧表等の普通徴収となる該当者がわかるものを添付してください。

（５） 特別徴収として提出した従業員が、退職したので普通徴収にしたい。

→ 退職・転勤等の異動が生じた場合は、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」とする）の提出をお願いいたします。「異動届出書」は流山市役所ホームページからダウンロードすることができるほか、eLTAXによる電子申告も可能です。

→ 「異動届出書」は、転出・転入等により令和８年度と令和９年度の課税地となる市区町村が異なる場合、双方の市区町村に提出してください。提出の際は、課税地の住所をよく御確認ください。

（６） もう廃業しているが、提出は必要か。

→ 令和８年中に給与の支払いがない場合には、給与支払報告書（総括表、個人別明細書）の提出は不要です。給与支払報告書は破棄していただいて結構です。

（７） 令和９年１月１日時点で死亡により退職している従業員分の提出は必要か。

→ １月１日時点で流山市に住民登録がない方については、提出の必要はありません。

（８） 令和８年中に流山市居住の従業員が全員退職しているが、提出は必要か。

→ 退職済の場合についても、令和８年中に給与の支払いがある場合には、提出が必要です。その場合、退職時における住所所在地の市区町村に提出してください。

6　給与支払報告書の記載例

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

支払を受ける者	住所	※区分	③ 流山市平和台１丁目１番地の１	（受給者番号）	① 1234								
				（個人番号）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
				（役職名）	係長											
				氏名	（フリガナ） ナガレヤマ　イチタロウ ② 流山　一太郎											

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 8,700,500 円	6,730,450 円	3,849,538 円	内 0 円

（源泉）控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者（特別）控除の額	④ 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）										１６歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）			非居住者である親族の数
				特定		老人			その他		特親				特別		その他	
有	従有			人	従人	内	人	従人	人	従人	人	従人			内	人	人	人
○			円	1		⑥ 1	1		1		⑦		⑤ 5 人	⑥	1	1		

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
⑦ 円	内 ⑧ 100,000 円 409,846	⑨ 円 49,692	円 50,000	円 190,500

（摘要）
⑫（１）流山　さつき（年少）
⑬ 前職分　有限会社流山　令和８年３月３１日退職
支払金額1,500,000円　社会保険料150,000円　源泉徴収税額100,000円
⑭ 普Ｆ
令和９年２月２８日退職予定

⑨ 生命保険料の金額の内訳

新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
円	円 98,765	円	円	円

⑩ 住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日（１回目）	住宅借入金等特別控除区分（１回目）	住宅借入金等年末残高（１回目）	円
1	年 30 月 8 日 5	住（特）		
住宅借入金等特別控除可能額	**居住開始年月日（２回目）**	**住宅借入金等特別控除区分（２回目）**	**住宅借入金等年末残高（２回目）**	**円**
円 300,000	年 月 日			

（源泉・特別）控除対象配偶者	（フリガナ）		区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
	氏名	ナガレヤマ　ハナコ 流山　花子		円	円	円
	個人番号	234567890123			基礎控除の額 ⑱ 620,000 円	所得金額調整控除 ⑰ 20,050 円

⑪ 控除対象扶養親族

		氏名	区分	個人番号
控除対象扶養親族	1	ナガレヤマ　タロウ 流山　太郎		345678901234
	2	ナガレヤマ　イチロウ 流山　一郎		456789012345
	3	ナガレヤマ　ウメコ 流山　梅子		012345678901
	4			
１６歳未満の扶養親族	1	ナガレヤマ　ジロウ 流山　次郎		567890123456
	2	ナガレヤマ　サブロウ 流山　三郎		678901234567
	3	ナガレヤマ　シロウ 流山　四郎		789012345678
	4	ナガレヤマ　サクラ 流山　桜		890123456789

５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号

５人目以降の１６歳未満の扶養親族等の個人番号
⑫（１）901234567890

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生
				⑮					

⑬ 中途就・退職

就職	退職	年	月	日
○		8	4	1

受給者生年月日

元号	年	月	日
② 昭和	45	5	5

支払者	
個人番号又は法人番号	（右詰で記載してください。）
住所（居所）又は所在地	
氏名又は名称	（電話）

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

（市区町村提出用）

チェックは　✕　や　✓　ではなく、　○　**丸印でお願いします。**

給与支払報告書の提出は、ｅＬＴＡＸの電子申告が便利です。詳しくはホームページを御覧ください。

eLTAX エルタックス

https://www.lta.go.jp

ｅＬＴＡＸヘルプデスク：月～金（祝日、年末年始を除く）

電話　0570－081－459（受付9：00～17：00）

７　提出の前に、再度よく確認していただきたいこと

- □　総括表に記載された人数と、実際の提出人数が一致していますか、誤りはありませんか。
- □　提出する資料の年度に誤りはありませんか。
- □　提出する個人別明細書に流山市以外の住所の方がいませんか。
- □　特別徴収として提出する中に、「乙欄」該当の個人別明細書がありませんか。

＊「乙欄」にチェックがある場合は、基本的に普通徴収として判断します。「乙欄」に該当する方でも特別徴収ができる場合は、その旨を摘要欄に記載してください。

８　給与支払報告書作成時の注意点

（番号①～⑰は「６．給与支払報告書の記載例」の番号①～⑰を参照しています。適宜、記載例を御覧ください）

＊ 支払いを受ける方・控除対象扶養親族の個人番号、支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。

① 給与支払報告書をｅＬＴＡＸで提出し、納税義務者用の税額通知を電子データで受取希望の場合は、必ず記載してください。使用できない文字がありますので、詳細は地方税共同機構のホームページをご確認ください。

② 支払いを受ける方の氏名にはフリガナをふり、生年月日を必ず記載してください。

③ 令和９年１月１日の住所（令和８年中の退職者は退職時の住所）を記載してください.

④ １６歳未満の扶養親族を除いた、控除対象扶養親族の数を記載してください。

⑤ １６歳未満の扶養親族の数を記載してください。（省略不可）

≪令和９年度年齢要件≫

特定扶養	１９歳～２２歳	平成１６年１月２日～平成２０年１月１日生まれ
老人（配偶者）扶養	７０歳以上	昭和３２年１月１日以前生まれ
年少扶養	１６歳未満	平成２３年１月２日以降生まれ

⑥ 老人扶養、特別障害者の内、同居している老親等、特別障害者の人数を記載してください。

⑦ 特定親族特別控除を適用させた場合、適用させた人数、控除額を記載してください。控除額等の詳細は、国税庁の「令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」Ｐ１０を参照してください。

⑧ 小規模企業共済等掛金がある場合には、二段書きになります。

上段には小規模企業共済等掛金額を記載し、下段には上段の小規模企業共済等掛金額に加え、国民年金保険料等を含めた社会保険料等の合計の金額を記載してください。

⑨ 生命保険料控除は、下段の内訳を必ず記載してください。**１円未満の端数は切り上げ**です。

⑩ 住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、その内訳を記載してください。居住開始年月日が 平成２６年４月１日以降かつ、特定取得に該当する場合は、区分に「**住（特）**」と必ず記載してください。（居住開始年月日が令和元年１０月１日以降かつ、特別特定取得に該当する場合は、区分に「**住（特特）**」と必ず記載してください。）

⑪ 扶養控除対象者の氏名を１名ずつ記載してください。

⑫ 控除対象扶養親族又は１６歳未満の扶養親族が５名以上の場合は、摘要欄に氏名を記載したうえ、５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号欄又は５人目以降の１６歳未満の扶養親族の個人番号欄に個人番号（マイナンバー１２桁）を記入してください。

⑬ 中途就職・退職した方については、その年月日を記載してください。

中途就職者について、**前職分の給与支払額を含めて年末調整した場合**には、「前職分」と記載のうえ、その勤務先の名称、**支払金額、社会保険料、源泉徴収税額**を摘要欄に記載してください。

⑭ 普通徴収の場合は、該当する符号（普Ａ～普Ｆ）を記載してください。５月末日までの退職予定者または休職予定者の場合は、その予定日を記入してください。

⑮ **給与所得の源泉徴収税額表において乙欄で税額を求めた方は○を記載してください。**

⑯ 給与所得者本人が障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除に該当する場合は、当てはまる項目に○を記載してください。

⑰ 支払金額が８５０万円を超える方で所得金額調整控除に該当する方は、控除額を記載してください。

⑱ 「給与所得者の基礎控除申告書」より所得金額に応じた基礎控除額を記載してください。

※ 租税条約に基づき課税の免除を受ける給与等がある場合には、摘要欄に免税対象額及び該当条項（○○租税条約○○条該当）と記載してください。なお、支払金額欄は免税対象額を含めて記載してください。

※ その他記載方法等についての詳細は、国税庁の「令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

〒　２７０－０１９２　千葉県流山市平和台１丁目１番地の１
流山市役所　財政部　市民税課　　ＴＥＬ：０４－７１５０－６０７３／ＦＡＸ：０４－７１５９－０９４６